

**さいたま市監査委員告示第62号**

地方自治法第199条第14項の規定により、令和3年4月6日付けさいたま市監査委員告示第51号で公表した財政援助団体等監査（出資団体）の結果に基づき、さいたま市長から措置を講じた旨の報告があったので、別添のとおり告示する。

令和3年8月17日

さいたま市監査委員	大	内	美	幸
同	工	藤	道	弘
同	傳	田	ひろみ	
同	神	坂	達成	

## 指摘事項等措置報告書

スポーツ文化局 文化部 文化振興課

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>公益財団法人 さいたま市文化振興事業団</p> <p>1 会計処理における、適用する会計基準が示されていないので、公益財団法人さいたま市文化振興事業団定款又は公益財団法人さいたま市文化振興事業団会計規程等に明記すべきである。</p> <p>2 財務諸表に対する注記において、「補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高」の記載がなかったので、公益法人会計基準第5に基づき、適正な事務処理を行うべきである。</p> <p>3 貸借対照表及び貸借対照表内訳表において、貸借対照表日後1年以内に支払期限が到来する「リース債務」の流動負債への計上がなかったので、リース会計基準に基づき、適正な事務処理を行うべきである。</p> <p>4 業務委託契約において、契約額が50万円を超えているにもかかわらず、</p>	<p>公益財団法人 さいたま市文化振興事業団</p> <p>1 公益財団法人さいたま市文化振興事業団に対し、指摘事項について、適正な事務処理を行うよう指導しました。 これを受け、公益財団法人さいたま市文化振興事業団では、令和3年度中に公益財団法人さいたま市文化振興事業団会計規程の改正を行います。</p> <p>2 公益財団法人さいたま市文化振興事業団に対し、指摘事項について、適正な事務処理を行うよう指導しました。 これを受け、公益財団法人さいたま市文化振興事業団では、令和2年度の決算書より修正を行いました。</p> <p>3 公益財団法人さいたま市文化振興事業団に対し、指摘事項について、適正な事務処理を行うよう指導しました。 これを受け、公益財団法人さいたま市文化振興事業団では、令和2年度の決算書より修正を行いました。</p> <p>4 公益財団法人さいたま市文化振興事業団に対し、指摘事項について、</p>

契約書の作成を省略し請書で対応していたので、公益財団法人さいたま市文化振興事業団契約規程第23条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

適正な事務処理を行うよう指導しました。

これを受け、公益財団法人さいたま市文化振興事業団では、公益財団法人さいたま市文化振興事業団契約規程に基づき契約事務を進めるよう各施設に通知を行いました。